

総務省 規制の事前評価書

(特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備)

所管部局課室名：総合通信基盤局電波部電波政策課

電話：03-5253-5873

メールアドレス：reallocation@ml.soumu.go.jp

評価年月日：平成23年2月1日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的及び内容

周波数の国際的な割当状況や通信量の増加による周波数需要の増大等の事情に鑑み、携帯電話サービスを導入することとなる周波数を既に使用している特定基地局以外の無線局（以下「既存無線局」という。）の周波数移行を迅速に行いつつ、早期に携帯電話基地局の開設を図ることができるようにすることが電波の有効利用の観点から適当である。

このため、既存無線局の周波数移行に要する費用につき、開設計画ⁱの認定を受けた者が応分の負担をすることにより早期の移行を促し、移行後の周波数を使用して特定基地局ⁱⁱを開設することを可能とするため、所要の改正を行うものである。

具体的には、既存無線局による周波数の使用をその使用期限前に終了させるために、特定基地局を開設しようとする者が、当該周波数の使用の終了に要する費用の負担その他の措置（以下「終了促進措置」という。）を行うことにより、当該特定基地局の開設を早めることが電波の有効利用に資すると認められる場合に、開設指針ⁱⁱⁱにおいて、終了促進措置に関する事項を定め、開設計画の認定の審査基準とするとともに、開設計画の認定の申請者が、開設指針に定められた終了促進措置を行おうとする場合に、当該終了促進措置の内容及び当該終了促進措置に要する費用の支弁方法について開設計画に記載しなければならないこととする。

また、周波数移行に要する最長の期間として想定される無線局の免許の有効期間（5年間）を勘案し、認定の有効期間の範囲の上限を10年とする改正をするほか、終了促進措置を行おうとする者に対して、周波数移行の対象となる無線局の免許人等と協議等を行うために必要な情報を提供することを可能とするとともに、当該情報の提供を受けた者による当該情報の目的外利用・提供を禁じ、目的外利用・提供

ⁱ 特定基地局（注ii参照）の開設に関する計画。携帯電話事業等の参入希望者は、開設計画を総務大臣に提出し、開設計画の認定を受けた事業者のみが特定基地局の免許申請が可能となる。

ⁱⁱ 携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要があるもののうち、電波の公平かつ能率的な利用を確保するためその円滑な開設を図ることが必要であると認められる無線局。

ⁱⁱⁱ 特定基地局の開設に関する指針。開設指針は開設計画認定の審査基準であり、開設計画が開設計画に照らし適切なものであることが認定の要件となっている。

をした場合には三十万円以下の過料に処することとする等の改正を行う。

(2) 規制改正の必要性

現行の電波法では、携帯電話基地局等の特定基地局については、一度に多数の無線局の免許を受けることが困難なため、開設計画の認定により、独占的に免許の申請を行うことができるとする制度が設けられているところであるが、当該認定に関する手続（開設計画の記載事項、審査事項等）において、申請者が終了促進措置を行う場合の規定が設けられていない。

このため、既存無線局の周波数移行に要する費用負担等の終了促進措置を自ら行おうとする場合、開設計画の認定手続において、当該終了促進措置の内容等を考慮することが可能となるよう、開設指針において終了促進措置に関する事項を定めるとともに、開設計画の認定に際し終了促進措置が開設指針に適合したものであるかについて審査するため、開設計画の記載事項に終了促進措置の内容及びその費用の支弁方法を追加する必要がある。

また、現行の電波法においては、携帯電話システムが導入後5年程度で一定の整備が行われている実態があること、無線局の免許の有効期間が原則5年間であることから、開設計画の認定の有効期間を5年以内としているところ、本件においては、認定開設者は、終了促進措置を行いながら、特定基地局の開設時期を前倒しして置局を進めていくこととなるため、移行の対象となる既存無線局の免許の有効期間（5年間）を勘案し、認定の有効期間の範囲の上限を10年とする必要がある。

2 分析対象期間

終了促進措置を行う期間として、既存無線局の免許の有効期間を勘案して5年程度が想定されることに鑑み、分析の対象期間は、電波法の一部を改正する法律の施行後5年とする。

3 費用及び便益を推計する際の比較対象（ベースライン）

費用と便益を推計する際の比較対象として、仮に今回の制度整備を行わなかった場合を設定することとする。仮に今回の制度整備を行わなかった場合、認定開設者が既存無線局の周波数移行に要する費用を負担するための措置がなされないこととなるため、新たな携帯電話サービスの提供が遅れ、電波の需給がひっ迫し、電波の有効利用がなされないこととなる。

4 規制の費用

(1) 遵守費用

終了促進措置を行うか否か（開設計画に終了促進措置について記載するか否か）は、事業者の判断に委ねられており、終了促進措置の実施に要する金銭的負担を行

う場合には、当該終了促進措置の実施に要する費用が発生する。なお、当該費用の額は、ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループでの検討の場における移行対象システムの関係者からのヒアリングによれば、700MHz帯及び900MHz帯に関し、それぞれ約1000億円程度が見込まれている。

(2) 行政費用

総務大臣に対して、終了促進措置の内容及びその費用の支弁方法が記載された開設計画の認定申請があった場合には、当該認定の審査を行うための行政費用が新たに発生することとなるが、当該行政費用の負担は限定的である。

(3) その他の社会的費用（広く社会経済全体や環境等に対する負の影響）

現時点において、特段想定されるものはない。

5 規制の便益

(1) 特定基地局の迅速な開設及び新規サービスの早期提供

本改正により、特定基地局を開設しようとする者は、終了促進措置を実施することで、本来の開設時期よりも前倒して特定基地局を開設することが可能となり、ひいては新規サービス提供が早期に可能となる。

(2) 周波数再編の迅速化による電波の有効利用の促進

認定開設者が既存無線局の周波数移行に要する費用を負担することによって周波数の再編を迅速に進めることを可能とする本制度の創設によって、新規の周波数需要に従来よりも早く応えることが可能となり、電波の有効利用が促進される。

(3) その他

本制度を通じて携帯電話用の周波数が多く確保されることにより、新たなサービスの創出等による我が国経済の成長や携帯電話の受信環境の改善等をはじめとする利用者利便の増進、国際的な周波数割当てへの調和による国際競争力の強化などがなされることが期待される。

6 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

本改正により、認定開設者が終了促進措置を行う場合には、当該終了促進措置の実施に要する金銭的負担が認定開設者に発生するものの、終了促進措置の実施により特定基地局の迅速な開設が可能となり、ひいては新規サービスの提供が早期に可能となる。このことは、近年の携帯電話サービスの通信量の急激な増加に伴い、携帯電話用周波数の新たな割当てが急務となっていることを鑑みれば、本改正の必要性は高い。

また、上記のとおり、本改正により、我が国における電波の有効利用の促進、経済成長、利用者利便の増進、国際競争力の強化などの便益も期待される。

以上より、終了促進措置の実施が事業者の判断に委ねられており、基本的に費用を便益が上回ることから、本改正は適切である。

7 有識者の見解その他関連事項

「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ)の報告書における「ワイヤレスブロードバンド実現に向けた周波数再編アクションプラン(平成22年11月30日)」等の内容を反映したものである。

8 レビューを行う時期又は条件

分析対象期間を踏まえ、電波法の一部を改正する法律の施行後5年以後に、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

9 代替案

既存無線局の移行費用を携帯電話事業者が負担し、迅速な周波数再編を達成するためには、携帯電話サービスを開始する上で必要となる開設計画の認定の手続において、終了促進措置を行う場合の規定を加える必要があることから、本件については、同様の行政目的を達成しうる代替案は想定されない。

以上